

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

提言書

平成 20 年 3 月

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会 提言書

目次

はじめに	1
1. 市立学校の現状	2
(1) 児童数(小学校)・生徒数(中学校)の推移	
(2) 規模、配置からみた市立学校の現状	
2. 適正規模・適正配置の必要性	9
(1) 適正規模・適正配置をとりまく動向	
(2) 適正規模・適正配置の必要性	
3. 学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方	10
(1) 学級数(学年規模)と教員配置について	
(2) 通学距離(時間)について	
(3) 本検討懇談会が考える、適正規模・適正配置の基本的な考え方	
4. 学校施設適正規模・適正配置に向けた方策	12
(1) 適正化へ向けた基準づくり	
(2) エリア設定による適正規模・適正配置の検討	
5. 学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について	15
(1) 地域とのかかわり	
(2) 防災施設、地域コミュニティの視点	
(3) 大規模マンション等の出現に対して	
(4) 通学路の安全確保と鉄道路線との関係	
(5) 教育施策等への対応	
(6) 老朽化施設の計画的な建替えと改修	
おわりに	18
(資料編)	19

はじめに

本検討懇談会は、西東京市教育委員会の要請に基づき、「市立学校の適正な規模及び適正な配置に関する事項」を検討するため、平成 19（2007）年 6 月 26 日に、学識経験者、市立学校保護者代表、青少年関係団体、市立学校の校長代表、公募市民の計 13 名からなる、『西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会』を設置し、計 6 回の懇談会を開催した。

西東京市が合併前に作成した「田無市・保谷市新市将来構想」における児童数予測では、平成 22（2010）年には、小学校全 20（合併後けやき小学校として統合された西原小学校と西原第二小学校を含む）校中 7 校で全学年 1 クラス編成になると想定されていた。しかし、現状では、想定どおり 1 クラス編成の学年が生じた学校がある一方で、ここ数年の間に、大規模工場の移転跡地への大型マンション建設や農地の宅地化などが進んだ結果、児童数が増加した学校もある。中には、既存の施設規模を超え、増築が必要となった学校が出現するなど、当時の予測とは大きく乖離する状況が見られる。

このように、地域ごとに偏りが生じている現状を踏まえ、本検討懇談会としては、平成 19 年 3 月に作成された『学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書』を基に、「子どもたちにとって、西東京市が自分たちの故郷だと意識できるような子育てが大切」であり、「子どもたちにとって、よい教育環境で教育を受けさせたい」ということを念頭に置き、既存施設規模を超える状況に直面している学校施設への対応と、少子化の流れの中で中長期的には児童・生徒数が減少を迎えると推測されることから、将来を見据えた対応との両面で、学校施設の適正規模・適正配置について検討を行った。

教育環境を整えていくことはもちろんのこと、ただ教育施設としてのみで捉えるのではなく、地域とともに築き上げてきたこれまでの経緯や地域活動の基盤として、あるいは防災活動の拠点として、地域の中で学校が果たしてきた役割にも目を向け、学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方とその実現に向けた具体的な方策づくりについて議論を重ね、ここに意見を取りまとめたので、提言するものである。

1. 市立学校の現状

(1) 児童数(小学校)・生徒数(中学校)の推移

全国的な少子化の進展とともに、西東京市でも児童・生徒数が減少し、1クラス編成の学年となるに至った学校がある一方で、近年には大規模な敷地を有する工場の移転や農地転用に伴う大型マンションの建設、住宅開発により、特定の地域に児童・生徒の急激な増加が見られる。その結果として教室数が不足する学校も出現するなど、前述の通り、地域による児童・生徒数の偏在が著しい状況ともなっている。

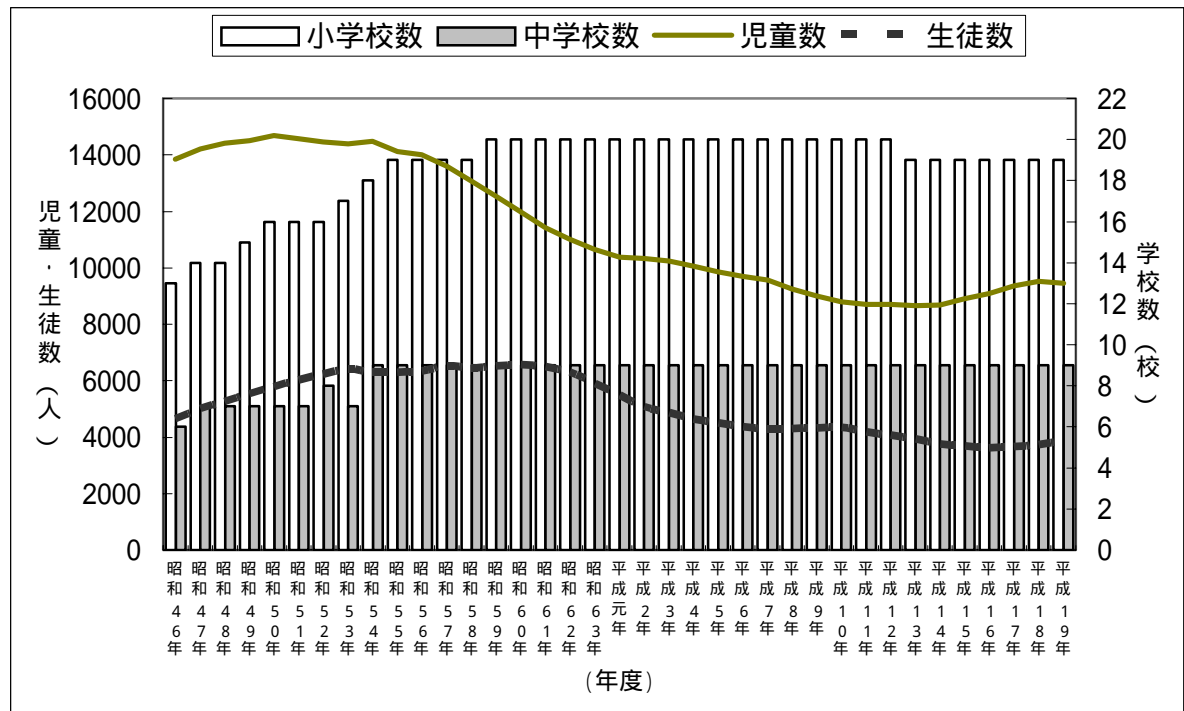
児童・生徒数の推移【グラフ1】をみると、児童数は、昭和50(1975)年の14,676人をピークに減少傾向となり、平成13(2001)年には、8,646人、ピーク時の59%となっている。

また生徒数は、昭和57(1982)年の6,544人をピークに、平成16(2004)年には3,624人まで減少し、ピーク時の55%となっている。

児童数、生徒数ともに、第二次ベビーブーム期のピークを迎えた後は、一貫して減少傾向が続いたが、児童数は平成14(2002)年以降、生徒数は平成17(2005)年以降再び増加に転じている。

【グラフ1：小・中学校の児童・生徒数と学校数の推移】

統計値の出典：各年5月1日 統計にしとうきょう(平成12～18年度版)、田無市の統計(昭和48～平成11年度版)、とうけい保谷(昭和51～平成11年度版)
平成19年は学校基本調査<教育企画課>
(特別支援学級の児童数・生徒数を含む。)

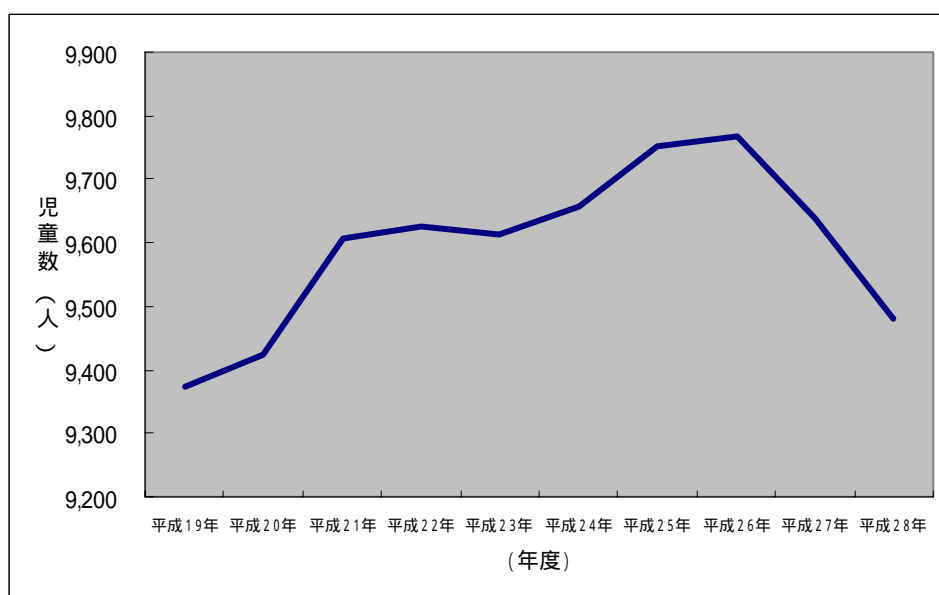


将来推計【グラフ2、3】によれば、現在の増加傾向は、児童数で平成26(2014)年をピークとして減少傾向に転ずる。生徒数についても、推計期間末の平成28(2016)年まで増加傾向を示しているものの、児童数に遅れること6年程度でピークを迎え、再び減少傾向を示すものと推測される。

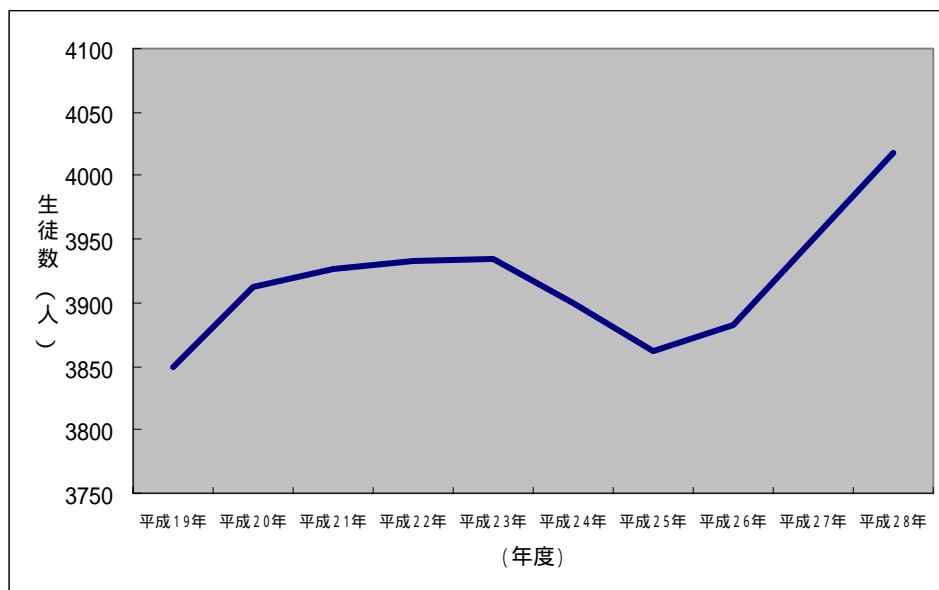
【グラフ2、3：児童数・生徒数の将来推計】

推計値の出典：学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書（平成19年3月）による学校別将来推計を年次ごとに合算。
 なお平成19年については、5月1日現在の実績値。学校基本調査<教育企画課>（特別支援学級の児童数・生徒数は含まない。）

【グラフ2 児童数推計（小学校）】



【グラフ3 生徒数推計（中学校）】



平成 19 (2007) 年度の児童・生徒数【表 学校別の児童・生徒数と学級数】の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は児童数 266 人 (住吉小学校)、最大の学校は児童数 760 人 (上向台小学校) で 2.86 倍の開きが生じている。一方、中学校の場合では、最小の学校は生徒数 333 人 (柳沢中学校)、最大の学校は生徒数 551 人 (保谷中学校) で 1.65 倍の開きが生じている。

【表 学校別の児童・生徒数と学級数 (平成 19 年 5 月 1 日現在)】

統計値の出典：学校基本調査 < 教育企画課 >

(特別支援学級の児童・生徒数及び学級数は含まない。)

【 小学校 】

学校名	児童数	学級数	学校名	児童数	学級数
田無	574	18	栄	537	16
保谷	415	12	泉	298	11
保谷第一	496	14	谷戸第二	556	18
保谷第二	530	17	東	324	11
谷戸	458	15	柳沢	438	12
東伏見	522	16	上向台	760	22
中原	573	18	本町	349	12
向台	674	19	住吉	266	10
碧山	530	16	けやき	737	22
芝久保	337	12			

【 中学校 】

学校名	生徒数	学級数	学校名	生徒数	学級数
田無第一	393	11	青嵐	458	13
保谷	551	15	柳沢	333	9
田無第二	403	11	田無第四	491	13
ひばりが丘	446	13	明保	339	11
田無第三	436	12			

(2) 規模、配置からみた市立学校の現状

現在の学校数は、小学校 19 校、中学校 9 校であり、これは平成 13 (2001) 年の旧田無市と旧保谷市の合併当時から現在に至るまで、施設数自体の変化はない。

学級数は、文部科学省の標準として、『学校教育法施行規則』【参考資料 1】の中で、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」としている。

なお、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』【参考資料 2】では、5 学級以下の学校と標準的な学校を統合する場合は、24 学級までを標準とする扱いもある。

【参考資料 1】

出典：学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

最終改正：平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号

第二章 小学校

第十七条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第三章 中学校

第五十五条 第十七条、(中略)から第四十九条までの規定は、中学校に、これを準用する。
(後略)

これに当てはめると、平成 19 (2007) 年度は、小学校では、12 ~ 18 学級の学校が、19 校中 13 校となっており、11 学級以下の学校が 3 校（住吉小学校 10 学級、泉小学校と東小学校 11 学級）、19 学級以上の学校が 3 校（向台小学校 19 学級、上向台小学校とけやき小学校 22 学級）となっている。

中学校では、12 ~ 18 学級の学校が 9 校中 5 校となっており、11 学級以下の学校が 4 校（柳沢中学校 9 学級、田無第一中学校、田無第二中学校、明保中学校 11 学級）となっている。

平成 19 (2007) 年度の学級数の学校間格差は、小学校の場合、最小の学校は 10 学級（住吉小学校）、最大の学校は 22 学級（上向台小学校、けやき小学校）で 2.20 倍の開きが生じている。一方、中学校の場合では、最小の学校は 9 学級（柳沢中学校）、最大の学校は 15 学級（保谷中学校）で 1.67 倍の開きが生じている。

通学距離は、文部科学省の標準として、『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』【参考資料2】の中で、「小学校については概ね4 km 以内、中学校は概ね6 km 以内であること。」とされている。

【参考資料2】

出典：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
(昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号)

最終改正：平成一九年三月二二日政令第五五号

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
 - 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
 - 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

しかしながら、これは全国一律の数値基準であって、人口が集中する都市部に位置する西東京市の場合は、この基準をすでに満たしていることから、指標とはなりにくい。

小学校全 19 校中 12 校の通学区域内最長通学距離【図 1】は概ね 1 km 未満である。学校別での最長通学距離は、新町 6 丁目から保谷第二小学校までの 2.1km となるが、実態としては、旧市境付近に適用される指定校変更特例措置を利用し、近隣の上向台小学校や向台小学校に通っていることから、現実には、北町 4 丁目から保谷第一小学校の 1.4km が最長通学距離と考えられる。

* 指定校変更特例措置：西東京市が田無市と保谷市との合併によることに伴い、旧市境を越えて、指定校より近い方の学校に入学できる制度。

【図 1 通学区域内最長通学距離（小学校）】



各通学区域の最も遠い箇所と学校との直線距離を計測。



また、中学校全9校中7校における通学区域内最長通学距離【図2】は、概ね1～1.5km となっている。学校別での最長通学距離は、新町6丁目から柳沢中学校の2.3km やひばりが丘4丁目からひばりが丘中学校の1.9km となるが、こちらも小学校と同様に、現実には、指定校変更特例措置を利用して、近隣他校への通学が可能な状況となっている。

【図2 通学区域内最長通学距離（中学校）】

各通学区域の最も遠い箇所と学校との直線距離を計測。

凡 例	
	中学校の位置
	学区域内最長通学距離



2. 適正規模・適正配置の必要性

(1) 適正規模・適正配置をとりまく動向

学校施設の適正規模・適正配置については、合併当時からの検討課題ともなっており、合併時の通学区域についての調整では、「当面、現行のままとするが、市境の地域においては、弾力的な運用に努める。また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市においては速やかに、小中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。」(『合併協定書』より)とされている。

合併時の推計では、児童・生徒数の減少により学校施設の具体的な統廃合の検討を行う必要性が窺えたが、合併後は逆に児童・生徒数が増加に転じ、現在では教室不足や少人数指導教室を確保できないなどの、新たな視点による適正規模・適正配置の検討が求められる状況ともなっている。

また、合併から7年が経過したが、現在も旧二市時代からの通学区域を継続した状況が続いており、通学区域の見直しは行っていない。このため一部の地域においては、家の近くに学校があるにもかかわらず、より遠くの場所にある他の学校に指定されている場合があり、通学距離上の矛盾も生じている。

なお、平成13(2001)年度より指定校変更特例措置を実施し、旧市境を中心に、一応の配慮はしているが、あくまでもこれは特例措置であって、保護者による手続き等が必要な状況にある。また指定校変更特例措置とは別に、平成15(2003)年度からは、学校選択制度も実施しており、指定校以外の希望する学校への入学を申し立てることができるようになっている。

* 学校選択制度：一定の制約はあるが、住所地による指定校以外を選んで入学できる制度。

(2) 適正規模・適正配置の必要性

西東京市では、これまでニーズに応じた諸制度を実施することにより、学校施設規模、施設配置に対する課題を補完してきた。

また、現時点における将来の児童・生徒数の推計からは、当面、1校(泉小学校)を除き、1学年複数学級が保たれる見通しとなっており、大規模マンション等の建設により児童・生徒数の急増が想定されている学校においては、すでに教室数の確保に向けた対応を進めている。

しかし、現状では一部の地域において子どもが増えている状況にはあるものの、少子化の流れは西東京市においてもその例外ではなく、いずれ減少することが想定される。さらに、昨今の厳しい財政事情の一方で、多様な教育ニーズへの対応も多く、今後はより効率的な学校運営を行っていく必要があると考えられる。

このことから本検討懇談会としては、将来を見据えた小中学校の適正規模と適正配置が必要であるとの認識に立ち、次の通りとりまとめを行った。

3. 学校施設適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模・適正配置の問題は、

…学級数（学年規模）と教員配置

…通学距離（時間）

の2つの要因が重なりあっていると本検討懇談会は考える。

（1）学級数（学年規模）と教員配置について

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためには、クラス替えが可能である1学年2学級以上が望ましいと考える。

特に学級活動、班活動を運営していく上では、1学級30人程度がベースの複数学級編成となる学年規模が望まれる。

また、学級数に応じて教員の配置人員が定められる現状では、教員配置の面から捉えると、同一学年で複数の教員による教育内容、指導方法等の研究や研修を可能とする学級数であることが望まれる。特に教科担任制の中学校において、週の授業時間数が多い教科担当の教員が各学年にそれぞれ配置できることが望ましいと考える。

- 検討懇談会の意見から -

- ・子どもたちが社会性を身に付け、豊かな人間関係を築き上げていくことが望まれる。この点から、人間関係が固定してしまう1学年単学級編成は好ましくない。
- ・学級数が減少すると、教職員定数配置方針に基づき教員数が減らされる。
- ・特に中学校では、週の授業時間数が多い科目の先生が各学年に1人ずついることが望ましい。（またクラブ活動の種類も限定されるなどの影響がある。）
- ・新任の先生にとっては、研修や相談できる相手が必要であることから、1学年複数学級が望ましい。

（2）通学距離（時間）について

人口が集中する都市部に位置する西東京市においては、文部科学省の標準である、全国一律の数値基準を満たしており、考え方の基本とはなりにくい。

しかし、児童、生徒にとってはなるべく短い通学距離で、かつ学校間で極端な差がない通学距離となることが望ましいと考える。

- 検討懇談会の意見から -

- ・地域によっては、指定校への通学に時間がかかる。(40～50分もかかるのでは、小学校1年生など、体力的にも厳しい。)
- ・特に指定校変更特例措置により、手続きを行った上で近くの学校に通えるようにはなったが、依然として指定校という枠組みは存在し、制度の利用は、特別な地域という印象を持たせる。
- ・通学区域の見直しを実施することに伴い、一時的に不都合が生じたとしても、学校選択制度により、ある程度カバーできる。

(3) 本検討懇談会が考える、適正規模・適正配置の基本的な考え方

地域ごとに児童・生徒数に偏りがあり、個々の学校の施設規模が異なっているという前提があるものの、本検討懇談会では以下の考え方のもとに、適正規模・適正配置の検討が進められることを望みたい。

各校の学級数の適正規模は概ね12～18学級が望ましいと考える。

上記の適正規模を念頭に、児童、生徒にとってなるべく短い通学距離となる通学区域の設定が望まれる。

特に、合併後7年を経過していることから、早急に取り組む課題として、指定校変更特例措置によって実態としては課題が解消されている旧市境付近の通学区域について、見直しを行う必要があると考える。

4. 学校施設適正規模・適正配置に向けた方策

(1) 適正化へ向けた基準づくり

西東京市では、地域によって学校規模の差が大きくなってきている。本検討懇談会では、各校の適正規模を概ね 12～18 学級としたが、この範囲に満たない場合あるいは超える場合でも、直ちにこれを適切でない施設規模とはしないものとする。小規模校化、あるいは大規模校化の程度やその状況に該当する期間等を見極めながら、児童・生徒にとって最善の方法を選択することを求めたい。

小規模校への対応

本検討懇談会では、クラス替えが可能となる 1 学年 2 学級以上が望ましいとしたことから、これを下回る学級数の学校は、いわゆる小規模校という位置づけとなるが、直ちに“小規模校＝統廃合の対象”とは考えない。児童・生徒数の減少に伴い、単学級編成の学年が出現した段階で将来動向を予測し、引き続き減少が想定され、実態としても、小規模校化がより顕著となった場合（複数の学年で単学級編成になり、将来的にもその状況が続くことが想定される場合など）においては、周辺校の動向を踏まえ、統廃合も視野に入れた検討を行うこととする。

- 検討懇談会の意見から -

- ・ 検討にあたっては、児童、生徒や保護者、地域住民等により構成される協議会等を立ち上げ検討する必要がある。
- ・ 検討の結果、統廃合という結論に至った場合でも、新たな学校（名称等を含む）を設置する方法をとることが望ましい。

大規模校への対応

現在、児童数が急増している学校は、近年の通学区域内における大規模な住宅開発に起因している。しかしながら、これらの学校においても、少子化の流れの中で、数年後には再び減少すると推計されている。地域によっては、今後も新たな住宅開発に伴い、その規模に応じた児童・生徒数の増加はあっても、長期的な視点で見ると、やはり一時的な事象となる見込みである。

この大規模校化への対応については、隣接する学校との通学区域の変更によって児童・生徒を隣接校へ誘導することを基本として考えるべきである。ただし通学区域の変更については、児童・生徒数の増減に応じて頻繁に実施することは、地域との関係からも適切とはいえず、地域の意向を踏まえて実施する必要があることから、実現には相当の期間を要することが想定される。

一方、現状を踏まえると西東京市で児童・生徒が急増している地域は、市の西部や南西部などの特定地域に偏っていることから、ともに増加しつつある隣接する学

校間では、通学区域の変更による対応は難しいことになる。学校の新設による通学区域の分割という考え方もあるが、既成市街地であることから新たな校地の取得は、非常な困難を伴うことが想像される。さらには、仮に適地を得ることが可能だとしても、用地の買収や施設の建設に要する費用、施設の償却期間についての課題もある。

そこで本検討懇談会としては、大規模校化しつつある学校については、喫緊の課題でもあり、現実的な対応が求められていることから、将来動向を予測した上で、一時転用教室を普通教室に戻すことや、増築等を行うことなどを含めた現有施設での対応が可能な限り、これを許容する結論を得た。

ただし、これは一時的なことではあっても、在籍する児童・生徒にとって、教育環境を悪化させないための整備をきちんと実施していくことをあわせて求めたい。

- 検討懇談会の意見から -

- ・隣接する学校の規模、施設などに問題がなく、通学距離においても差がない場合は、通学区域の一部を近隣の学校の通学区域との調整区域として、児童・生徒およびその保護者に学校を選択してもらい、または、情報提供等により誘導する方策もある。
- ・通学区域という枠組みの中で、その区域内の児童、生徒数に応じて、学校施設を改善してきたが、現状ではその対応も難しくなってきた。そこで、現在の学校施設規模を基準として、その施設で受け入れられる児童・生徒数の上限を定めて、受け入れる方法も考えられる。ただし、地理的な制約がなくなるため、より地域とのかかわりが希薄になることや一部の学校に児童・生徒が集中する可能性もある。

(2) エリア設定による適正規模・適正配置の検討

本検討懇談会では、児童・生徒数の将来的な趨勢を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置を進めるための基本的な考え方について検討してきたが、現状認識としては、個々の学校規模に差があり、通学区域ごとに個別の地域事情を抱える中で、これまでの通学区域単独での課題解決は非常に困難な状況となっていることも確認できた。

このため、たとえば中学校を軸に、複数の小学校をまとめたエリアを設定し、そのエリア内での適正規模・適正配置を検討するという考え方を提案する。

このエリアという概念を取り入れることは、ソフト面でも相互連携、相互補完という関係で取り組むことが新たに可能となる。

たとえば1つには、小学校と中学校との連携を考えると、学習内容がステップアップすることに加え、思春期という非常に難しい時期に、異なる環境への移行をスム

ーズに行う上でも有効であると思われる。

また中学校間、あるいは小学校間の連携により、自校には未設置の部活動や活動場所についても相互補完の関係の中で、活動することが可能となる。

さらには、これまでの地域と学校とのかかわりを基本として、より広域化した地域と学校とのかかわりを実践することも可能となり、施設や地域資源、人材などの有効活用といったことが生じると考えられる。

なお、西東京市においては、子育て施策等の推進に向けた地域ネットワークのモデルとして「ブロック構想」の考え方もあるが、学校施設を中心に考えると、中学校単位でのエリア設定を提案したい。

5. 学校施設適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点について

(1) 地域とのかかわり

通学区域の設定に関しては、学校選択制度の導入により、「昔からの地域とのつながり」という部分が弱くなり、地域でいろいろと行動する上でもやりにくくなっていくという意見があった。一方で、西東京市としての新しい時代の教育でもあることから、これまでの地域性を乗り越えるべきという意見もある。

本検討懇談会では、両意見の主旨を踏まえつつも、たとえばエリア設定で示したような、ある程度の地域的なまとまりを基本とするべきであると考えている。

特に通学区域の見直しについては、既存の地域活動に与える影響も大きいことから、そのかかわりについては十分な配慮が必要である。

また個別具体の検討を進めるに際しては、地域とのかかわりを重視し、検討初期の段階より、地域住民、保護者、児童・生徒に情報提供を行い、行政と地域が一緒になって考えていくことが必要である。

- 検討懇談会の意見から -

- ・通学区域の見直しに際しては、歴史的な経緯を踏まえ、既存の地域活動に与える影響を考慮する必要がある。

(2) 防災施設、地域コミュニティの視点

学校は、児童・生徒の学習の場であるのみならず、地域みんなのものとして存在し、地震や火災等の災害が発生した際には、地域の避難所、一時避難場所として機能する役割も担っている。また、前述の通り、地域コミュニティの中心的存在でもあり、「学校施設開放運営協議会」、「青少年育成会」、「ふれあいのまちづくり事業」などの活動が行われている。この点への配慮も必要である。

(3) 大規模マンション等の出現に対して

近年の大規模マンションの出現による児童・生徒数の急激な増加は、当該地域の学校に与える影響が大きいだけでなく、学校施設適正規模・適正配置での全市的な対応をも左右するものとなっていることは、前述の通りである。

住宅開発に際しては、関係各課との協力により、情報収集に努めるとともに、関係部署と協議を行い、連携して対応することを望みたい。

(4) 通学路の安全確保と鉄道路線との関係

通学区域内の安全性の確保など、登下校時の通学路の安全性への配慮は重要である。特に、踏切を避けた通学路の設定を求めたい。

また関係機関との調整を図り、通学路の整備に努めるとともに、地域の協力を得て、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めることを望みたい。

- 検討懇談会の意見から -

- ・ 通学区域の中に、踏切があると緊張度が増す。
- ・ 狭い道路でも、車の通行が多い箇所もあり、かえって大きな道路には、歩道や歩道橋が整備され、安全ではないか。
- ・ 計画道路については、将来的な見通しがついていないものも多く、現段階では、考慮に入れなくてよいのではないか。

(5) 教育施策等への対応

特別支援教育、小中一貫教育、少人数指導、40人学級の見直しなど、各種の教育施策および諸制度への対応については、国・都および市の政策・財政とも関連することから、本検討懇談会としては、学校施設の適正規模・適正配置を検討する中で、教育環境の向上、充実につながるものについては、積極的に取り組んでいただけるように望みたい。

- * 特別支援教育：従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、障害のある児童・生徒の教育ニーズに対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。
- * 小中一貫教育：小・中学校連携を進めて、9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除くことにより、円滑な接続を図る方法。
- * 少人数指導：学級数を超える集団数に分割（例：2学級を3分割）児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法。

- 検討懇談会の意見から -

- ・ 特別支援教育の充実に先立ち、教室と必要財源の確保が課題である。
- ・ 小中一貫教育の実施にあたっては、施設が一体化した形での実施が望ましい。
- ・ 小中一貫校は市の規模から考えて、1校あればよい。学校選択制を実施していることから、実行にあたっては、同制度を活用して行うことが望ましい。
- ・ 中学校給食の実施について、保護者からは長年にわたりその実現が望まれている。
- ・ 少人数指導、習熟度別指導、40人学級の見直し等の施策については、教室数が不足している学校がある一方で、どこまで対応可能なのが疑問である。

(6) 老朽化施設の計画的な建替えと改修

現状では、小中学校 28 校中 16 校が昭和 30～40 年代の建物となっており、施設の老朽化が進んでいる。施設の老朽化を視野に入れ、適正規模・適正配置の検討と合わせて合理的かつ計画的な施設の改修・整備を求めたい。

- 検討懇談会の意見から -

- ・施設の老朽化と学校の建替えを考慮し、教育環境の整備を進める努力をする必要がある。
- ・合理化により余裕ができた部分については、他の教育の充実に活かされるべき。

おわりに

本検討懇談会は、保護者、地域、青少年育成団体、学校、学識経験者とそれぞれの立場は異なるものの、西東京市の子どもたちにとって望ましい教育環境となるよう検討を重ねてきた。

西東京市の市立学校の現状と問題点を認識することからはじめ、適正規模・適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について、時には地域の具体例を踏まえながら議論を進めてきた。様々な意見が出されたが、検討懇談会として大方の意見の一致が見られ、ここに提言書としてとりまとめた。

また、意見としては少数であったり、個々人の意見であったりしたものについても、検討懇談会意見としてできるだけこの中に盛り込んだ。

今後この提言をもとに、教育委員会が適正規模・適正配置の基本方針を取りまとめることとなるが、市民が強く関心を持っている学校施設の適正規模・適正配置について、教育委員会と学校、保護者、地域が一体となって検討し、学校施設の有効活用と教育環境の充実に努められることを望みたい。

平成 20 年 3 月

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

座 長 葉 養 正 明
副座長 住 田 佳 子
委 員 浅 倉 隆 壽
川 合 眞理子
佐々木 英 夫
椎 野 芳 拳
塩 沼 恵美子
嶋 田 文 子
菅 野 美 鈴
鶴 田 清 司
藤 平 洋 子
早 川 肇
谷 戸 美代子

(委員氏名は五十音順による)